

4 雇用の安定（基本法第17条関係）

(1) 事業主等の理解の増進

【施策番号28】

ア 厚生労働省においては、母子家庭の母等が犯罪被害等により求職活動に困難を伴う場合に、当該者の早期就職の実現を目的としたトライアル雇用奨励金を、試行雇用を実施した事業主に対し支給している。同奨励金の平成26年度の支給実績は、約3万3千人、約36億7千万円であり、当該施策に基づく実施はその内数である。

【施策番号29】

イ 公共職業安定所においては、事業主に対して、雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助を行っている。

【施策番号30】

ウ 公共職業安定所においては、様々な事情により、やむを得ず離職したり、新たに仕事を探す必要が生じた犯罪被害者等に対して、求職者の置かれた状況に応じたきめ細かな就職支援を行っている。

【施策番号31】

エ また、平成26年度に独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校が実施する労働行政職員基礎研修、公共職業安定所課長・統括職業指導官研修、職業安定行政職員上級研修、公共職業安定所長研修において犯罪被害者等への理解促進を図った。

(2) 個別労働紛争解決制度の活用等

【施策番号32】

ア 厚生労働省においては、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」（平成13年法律第112号）に基づき、個別労働紛争解決制度（<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chiyou/kaiketu/index.html>）について、ホームページやパンフレット等を活用し、周知を図るとともに、その適正な運用に努めている。

【施策番号33】

イ 全国約380か所に設置された総合労働相

談コーナー（<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chiyou/kaiketu/soudan.html>）において、犯罪被害者等の労働者と事業主との間で生じた労働問題に関するあらゆる相談に対し、情報提供、相談等を行うワンストップサービスを実施している。

職場のトラブルをサポートします



提供：厚生労働省

(3) 被害回復のための休暇制度の周知・啓発

【施策番号34】

犯罪等の被害に遭った労働者は、治療や裁判への出廷のために休まなければならないこともあるが、被害を回復するための休暇制度については、いまだ十分な認知がなされていない状況にある。そこで、厚生労働省においては、企業や労働者に対し、同制度についての周知・啓発を図るため、平成26年度にはリーフレット等を作成し、関係行政機関や、経済団体、労働団体等222団体に送付するとともに、セミナーを開催した。

なお、平成26年度、同制度の導入につきアンケートを実施したところ、企業、労働者とも9割以上が、同制度を導入すべきという意見があることさえ知らないという状況であった。27年度においても、引き続き周知・啓発を行うこととしている。

被害回復のための休暇制度



提供：厚生労働省

第2節 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

① 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

(1) 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等

【施策番号35】

厚生労働省においては、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象としたPTSD（心的外傷後ストレス障害）専門家の養成研修等を行い、精神保健福祉センター、病院、保健所等でPTSDを抱える地域住民等に対する相談支援を実施するなど、各施設での活動の充実を図っている。

「PTSD対策専門研修会」では、犯罪被害者等の心のケアに関する研修も実施しており、平成26年度は226人が受講した。22年度からは、医師、コ・メディカル^{※3}等を対象に講義だけでなく、模擬患者等を用いた実際の対応法の提示等を適宜組み合わせ実践的内容としている。

供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第84号）により、医療機関に対し、医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が医療機関の診療科目、医師や看護師数等の基本的な情報、提供する医療の内容に関する情報、医療連携や医療安全に関する情報を比較できるように整理し、インターネット等で住民が利用しやすい形で公表する医療機能情報提供制度を創設した。同制度の報告事項には、PTSD治療の可否も含まれており、厚生労働省においては、政府広報やホームページを通じて、医療機能情報提供制度の周知に努めている（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html）。

(2) PTSD治療の可能な医療機関についての情報提供

【施策番号36】

厚生労働省においては、「良質な医療を提

(3) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進

【施策番号37】

文部科学省においては、平成23年3月に

※3 コ・メディカルとは、一般的には医師を除いた医療従事者に対する総称であるとされている。